## 語彙の説明

## 1. 「コンテンツ等」

コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成 16 年法律第 81 号)第 2 条第 1 項に掲げるもののほか、意匠法(昭和 34 年法律第 125 号)第 2 条第 1 項に定めるもの をいう。

# 2. 「中小企業者」

中小企業基本法 (昭和 38 年法律第 154 号) 第 2 条第 1 項各号に掲げる会社及び個人をいう。

## 3.「道内中小企業者」

北海道内に本社を有する中小企業者をいう。ただし、発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上を同一の大企業(中小企業者以外の企業)が所有している中小企業者、発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者及び大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者を除く。

#### 4. 「会社」

株式会社(特例有限会社を含む)、合名会社、合資会社、合同会社及び士業法人をいう。

## 5.「士業法人」

監査法人、特許業務法人、弁護士法人、税理士法人、司法書士法人、社会保険労務士法人、 土地家屋調査士法人及び行政書士法人をいう。

## 6. 「市内クリエイター等」

札幌市内に本社を有するコンテンツ等の事業を営む中小企業者をいう。

### 7. 「その他の法人」

次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- ① 北海道内に本社を有する、医療法人及び社会福祉法人、並びに、医業または社会福祉事業を主たる事業とする、財団法人または社団法人であって、常時使用する従業員の数が300人以下の法人をいう。
- ② 常時使用する従業員の数が300人(小売業を営む者にあっては50人、卸売業又はサービス業を営む者にあっては100人)以下の特定非営利活動法人(特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項の規定による。)。